

# の申告の時期になりました

## 所得税の確定申告

問 上尾税務署 ☎ 770-1800

### e-Taxをご利用ください！

確定申告会場は大変混み合いますので、確定申告書の作成はご自宅などでお願います。なお、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxがとても便利です。画面の案内に沿って金額などを入力すれば、自動計算で確定申告書を作成することができます。

また、上尾税務署の会場設営期間は、2月16日(金)～3月15日(金)です。会場の入場には、入場整理券が必要です。配付状況により相談受付を終了する場合がありますので、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行をおすすめします。

※必要書類が不足する場合は、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえ、お越してください。



国税庁LINE公式アカウント▶

### スマホでのご相談

国税庁ホームページ「タックスアンサー」や「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。「チャットボット（ふたば）」は、ご質問を入力いただくと、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

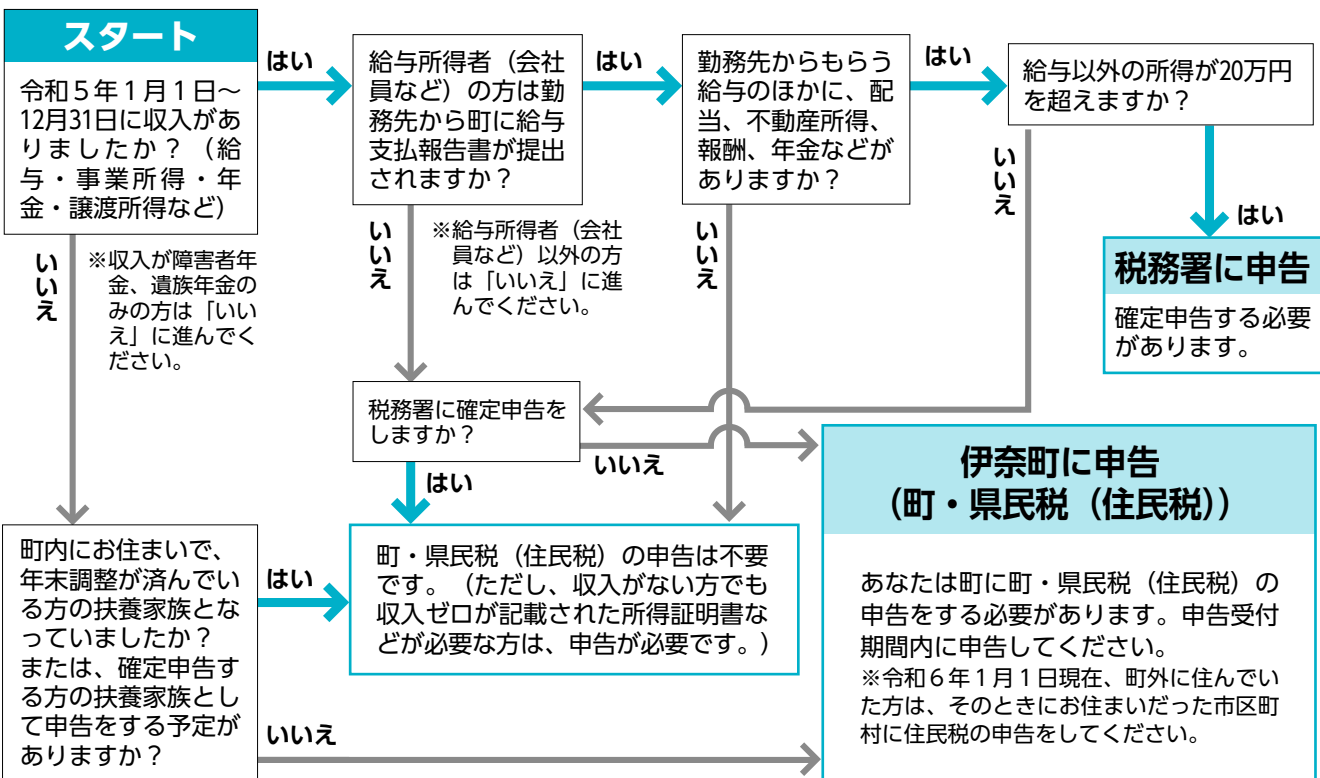


### 青色申告書納税相談会

- ☑ 納税相談
- 📅 2月29日(木)、3月6日(水) 9時30分～12時、13時30分～15時30分
- 📍 商工会館
- ☎ 伊奈町商工会 ☎ 722-3751

## あなたは必要？住民税・所得税の申告

→ はい → いいえ



# 申告はお早めに

## 町・県民税（住民税）、所得税

住民税の申告は郵送で提出、確定申告はスマホからの申告を推奨しています。  
住民税の申告の郵送方法について詳しくは、右記二次元コードから町ホームページをご覧ください。



### 町・県民税（住民税）の申告

問 税務課 2152

町・県民税（住民税）の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、必要な方は忘れずに申告してください。

※土地、建物、株式などの譲渡、贈与および消費税、損失などについては直接税務署に申告してください。

### ■受付日時：2月15日(木)～3月1日(金)・6日(水)～15日(金)9時～15時30分（土日祝日除く）

住民税の申告を郵送することやスマホでの確定申告が難しい方は、右記の日程のとおり町内各地で受け付けます。

昨年度と対象地区の割り振りが変更となっている箇所がありますので、ご注意ください。

利用者識別番号の確認などの理由から、例年に比べ混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

※体調のすぐれない方は、ご来場をお控えください。

期 日	会 場	対象者・対象地区
2/15(木)	役場3階 第1会議室	中央1・2丁目、寿4・5丁目
2/16(金)		中央3・4・5丁目、本町3丁目
2/19(月)		小室6001～7000、本町1・2丁目
2/20(火)		小室4001～5000、小室7001～9000
2/21(水)		小室5001～6000、栄5丁目
2/22(木)		小室9001～、栄6丁目
2/26(月)	ユニクス伊奈2階 パブリックルーム	大針、学園全地区
2/27(火)		小針新宿、寿1丁目、西小針全地区
2/28(水)		羽貫、小針内宿、寿2・3丁目、内宿台全地区
2/29(木)	ゆめくる2階 会議室	小室2001～3000
3/1(金)		小室1～2000、小室3001～4000、栄1～4丁目
3/6(水) ～15(金)	役場3階 第3会議室	上記指定日に申告できなかった方

### ■申告する必要がある方

令和6年1月1日現在、町内にお住まい（住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方）で、令和5年中に所得があり、下記のいずれかに該当する方

- 給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- 令和5年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方
- 公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得などの所得がある方
- 医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

※所得がなかった方や療養中であった方でも、税法上の扶養になっていない方は申告をしてください。

※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

※「申告する必要がある方」に該当する場合は、必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

#### (申告に必要なもの)

- ①個人番号通知カード、マイナンバーカード、住民票（マイナンバーの記載があるもの）のいずれか1点
- ②確定申告をされる方は、税務署で発行する利用者識別番号がわかるもの
- ③給与・年金の源泉徴収票
- ④その他の収入や支出金額がわかる帳簿・書類（医療費控除の明細書、医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書など）
- ⑤健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険料（旧長期損害保険料を含む）などの支払証明書や控除証明書
- ⑥寄附金の受領書・証明書など
- ⑦障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ⑧還付または納税の際の預貯金口座番号（申告者本人名義）

### ■申告する必要がない方

下記のいずれかに該当する方

- 税務署に確定申告書を提出する方
- 給与のみの所得で、勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方
- 公的年金収入のみの方で、控除などの追加のない方